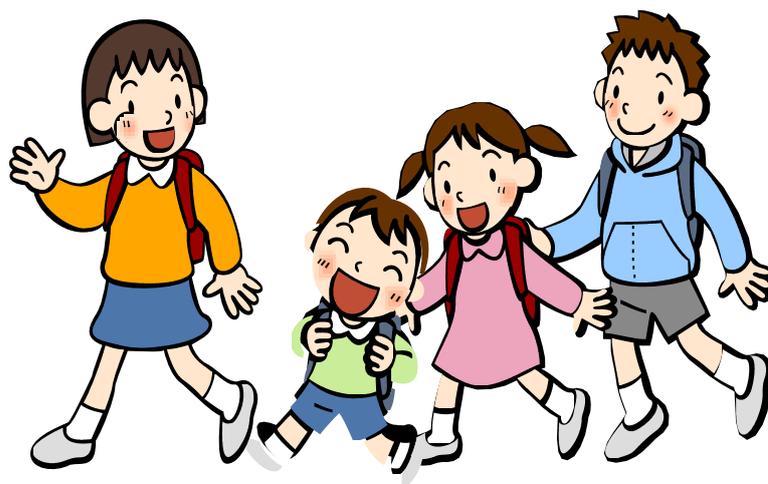


平成26年度

いじめ防止基本方針



北杜市立白州小学校

目 次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめ対策の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 未然防止の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 早期発見の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 いじめ防止指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

いじめ防止基本方針

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめの防止等の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止対策推進法

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなくてはなりません。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止のための基本的な方針に基づき、白州小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは、許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは、子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な様態がある。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心になり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。（第22条）

1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当の学担等関係職員 等。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家を加えることがある。

2 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証
- ・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 「いじめ防止対策委員会」の開催

定例の「いじめ防止対策委員会」は、学期に1回程度開催する。

3 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組んでいく必要がある。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。全ての児童が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見

直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることはなくなってくるはずである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認めあえる人間関係・学校風土をつくり上げていけば、いじめの未然防止ができるはずである。

また、児童自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、そして自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけも大切である。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払っていくことも大切である。

<児童に対して>

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や、児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教職員に対して>

- ・児童一人ひとりが自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳授業や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人ひとりの変化に気付く、敏感な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造や「いじめ問題の対処等」について理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌を作る。
- ・「いじめ」に関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変

化などを全教職員で共有する。

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時にはすぐに担任を始め周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する取り組みを児童会で行う。
- ・いつでも誰にでも相談できる体制の充実に努める。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だより、道徳公開授業、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は意識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手だて

- 1 アンケート調査
- 2 個人ノート、生活ノート、日記
- 3 個人面談
- 4 教育相談
- 5 日々の観察
- 6 保健室の様子
- 7 本人からの相談

- 8 周りの友達からの相談
- 9 保護者からの相談
- 10 地域の方からの情報

早期の解決を

- ・教員が気づいた、あるいは、児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会での情報を職員間で共有し、組織的な体制の下に行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかを気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5 いじめへの対処

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う事が大切である。

教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに

警察署に通報し、適切に援助を求める。

<重大な事案が発生した場合>

速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を北杜市教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への指導

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら対応を考えていく。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

SNSや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらのことに理解を求めていくことが必要である。

6 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からの対応の在り方について全ての教職員で共通理解を図る。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるよう、留意する。

5 地域や家庭との連携について

学校基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7 いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ防止対策委員会	事案発生時に、緊急対応会議の開催				いじめ防止対策委員会
	PTA総会等で啓発					
防止対策		学級づくり、人間関係づくり				
早期発見			いじめアンケート			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		事案発生時に、緊急対応会議の開催				いじめ防止対策委員会
防止対策		学級づくり、人間関係づくり				
早期発見		いじめアンケート	保護者アンケート(学校評価)		いじめアンケート	

